

# 〔平成26年度〕野木町人事行政 運営等の状況を公表します

問総合政策部総務課 画(57) 4 1 5 8

野木町の規定に基づき、平成26年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

## ① 職員の任免および職員数に関する状況

○ 職員の任用については、選考による任用と競争試験による任用があります。

- ・ 選考による任用
- ・ 係長以上の職またはこれに相当するものと町長が認める職
- ・ 単純な労務職（運転手、用務員等）

・ 法令上の資格若しくは技能等を必要とする職（保健師、栄養士等）

### 競争試験による任用

- ・ 競争試験は小山ブロック市町等職員採用試験事務共同実施協議会に委託しています。
- ・ 選考により任用する職以外の職（事務職等）

【採用試験の実施状況】  
(平成26年度実績)

試験区分	一般行政職	47人
	一般事務	
受験者	47人	
最終合格者	9人	

【年齢階層別職員の状況】 (平成26年4月1日)

年齢	人数	構成比
19歳以下	1人	0.6%
20歳以上 29歳以下	36人	20.9%
30歳以上 39歳以下	33人	19.2%
40歳以上 49歳以下	42人	24.4%
50歳以上 59歳以下	60人	34.9%
合計	172人	100.0%

【職名別職員の状況】 (平成26年4月1日)

組織上名	職員数	構成比
部長	3人	1.7%
課長級	15人	8.7%
課長補佐	16人	9.3%
係長	23人	13.4%
主任	47人	27.3%
主査	19人	11.1%
主事	29人	16.9%
主事補	2人	1.7%
保健師	3人	1.7%
用務員	5人	2.9%
運転手	5人	2.9%
給食調理員	5人	2.9%
合計	172人	100.0%

### ○ 職員数の状況

### ① 人件費の総額

(平成26年度一般会計決算見込)

人口 (平成26年 3月31日 現在)	歳出額	人件費	人件 費率
25,432 人	7,298,496 千円	1,469,687 千円	20.1%

※人件費には、一般職員のほか町長等特別職、議会議員、各種行政委員会等の特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

### ② 一般職員の給与費

(平成26年度一般会計決算見込)

給料	561,310千円
職員手当	130,009千円
期末勤勉手当	212,839千円
合計	904,158千円

### ② 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

### 【部門別職員数の状況】

(各年4月1日)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		25年度	26年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	総合計画策定、まちづくり会議等(2) 退職(▲1)  地籍調査業務導入(1)  課統合による会計区分移動(1) 係統合(▲2)、社協派遣終了(▲1)
		総務	47	49	2	
		税務	14	13	▲1	
		労働	0	0	0	
		農水	10	11	1	
		商工	3	3	0	
		土木	14	15	1	
		民生	15	12	▲3	
		衛生	16	16	0	
	小計	122	122	0		
教育部門	35	31	▲4	退職および財団派遣終了等(▲4)		
消防部門	0	0	0			
小計	157	153	▲4			
公営企業等 会計部門	水道	4	4	0	課統合による会計区分移動(▲1) 後期高齢医療広域連合派遣(1)	
	下水道	7	6	▲1		
	その他	9	10	1		
	小計	20	20	0		
合計		177 (238)	173 (198)	▲4 (▲40)		

1. 平成26年度地方公共団体定員管理調査による。
2. 職員数は一般職に属する職員数（教育長含む）である。
3. ( ) 内は、条例定数の合計である。

### ○ 職員数・定員管理の状況

④職員の平均給料月額および平均年齢  
(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職 (事務職員、技術職員)	319,500円	42.3歳
技能労務職 (運転手、調理員)	274,800円	51.8歳

⑤職員の初任給 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢
一般行政職	大学卒 172,200円
	高校卒 140,100円
技能労務職	高校卒 137,200円

⑦一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1級	主事・技師・主事補・技師補	15人	11.5%
2級	主事・技師	11人	8.4%
3級	主査	15人	11.5%
4級	主任	57人	43.5%
5級	副主幹	16人	12.2%
6級	主幹	14人	10.7%
7級	参事	3人	2.2%

※平成26年度公務員給与実態調査による。

③特別職の報酬、手当 (平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等	備考
給料	町長 702,000円	10%減額
	副町長 589,000円	5%減額
報酬	議長 350,000円	
	副議長 280,000円	
	議員 260,000円	
期末手当	町長 6月期 1.40月分	
	副町長 12月期 1.70月分	
	計 3.10月分	
	議長 6月期 1.40月分	
	副議長 12月期 1.70月分	
議員	計 3.10月分	

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額 (平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 289,100円	362,233円	376,100円
	高校卒		

⑧職員の手当状況 (平成26年4月1日現在)

区分	内容		
扶養手当	配偶者	13,000円	
	第2子まで	6,500円	
	その他の扶養親族	6,500円	
	16歳から22歳の子1人につき	5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家	家賃に27,000円以内	
	支給月	期末手当	勤勉手当
期末勤勉手当	6月期	1.225月分	0.645月分
	12月期	1.375月分	0.795月分
	計	2.60月分	1.44月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			
退職手当	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
	20年	21.62月分	27.025月分
	25年	30.82月分	36.57月分
	35年	43.70月分	52.44月分
	最高限度額	52.44月分	52.44月分
定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		1.2%
	支給総額		122千円
	手当の種類(手当数)		4
時間外手当	25年度	支給総額	57,537千円
		職員1人当たり支給年額	369千円
	24年度	支給総額	64,052千円
		職員1人当たり支給年額	405千円

- ⑨勤務時間の状況
- ・始業終業時間 8時30分～17時15分
  - ・勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
  - ・休憩時間 12時～13時
- ⑩年次有給休暇
- ・一の年度において、20日以内
  - ・取得状況 平均使用日数7.7日
- ⑪特別休暇
- 特別休暇は、選挙権の行使、
- ⑫介護休暇
- 【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度
- ・取得状況 なし
- 結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇

### ⑬ 病気休暇

【概要】 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・ 医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 13人

### ③ 職員の休業に関する状況

#### (1) 育児休業

育児休業及び部分休業  
【概要】 子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

- ・ 育児休業利用状況 6人

(生後3年に達しない子を養育している職員)

- ・ 部分休業利用状況 なし

(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

#### (2) 自己啓発休業

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業する制度

- ・ 自己啓発休業利用状況 なし

#### (3) 修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

- ・ 修学部分休業利用状況 なし

#### (4) 配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

配偶者同行休業利用状況 なし

### ④ 職員の分限処分および懲戒処分の状況

#### 懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分

##### ① 分限処分制度の概要

地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

##### ② 分限処分の状況 処分者なし

#### (2) 懲戒処分

##### ① 懲戒処分の概要

地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

##### ② 懲戒処分の状況 処分者なし

### ⑤ 職員のサービスの状況

#### (1) サービス規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

#### (2) サービス規律の確保のために

- ・ 地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアルの実施
- ・ 野木町人材育成基本方針の実施

### ⑥ 職員の研修および勤務成績の評定の状況

#### (1) 研修の実施状況

区分	受講者数(人)
小山地区職員研修協議会研修	76
栃木県市町村職員研修協議会研修	20
その他	80

#### (2) 勤務成績の評定の実施状況

野木町人材育成基本方針の中の人事評価制度に基づき、平成18年度から実施しています。

### ⑦ 職員の福祉および利益の保護の状況

#### (1) 職員の健康の保持増進対策

- ・ 健康診断
- ・ 一般健康診断・がん検診
- ・ メンタルヘルス対策
- ・ カウンセリングの実施

#### (2) 労働安全衛生に関する事項

- ・ 野木町職員安全衛生管理委員会 の設置

#### (3) 災害補償の実施状況

#### ① 公務災害補償制度の概要

地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

#### ② 認定件数 なし

#### (4) 職員互助会への補助の実施状況

- ・ 職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり2千円の補助をしています。

### ⑧ 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成26年度に新たな措置要求はなかった。

### ⑨ 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、平成26年度に新たな不服申し立てはなかった。